

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和3年(2021年)5月18日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 5月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 5月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例 INDEX) * 「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】XはYの特許を基に機械装置を製造しAに売却。Aは同装置で製品を製造したところYがAに特許権侵害を理由に損害賠償を請求。Aの損害はXが補填する事前合意があり、XはYのAに対する損害賠償請求権の不存在確認を求める訴えを起こしたが請求が棄却された(令和2年9月7日最高裁)

【2】集団予防接種でB型肝炎ウイルスに感染し、HBe抗原陽性慢性肝炎を発症し、鎮静化後HBe抗原陰性慢性肝炎が発症したことによる損害につき、除斥期間の起算点は、HBe抗原陽性慢性肝炎の発症の時ではなくHBe抗原陰性慢性肝炎発症の時となるとされた事例(令和3年4月26日最高裁)

【3】屋外建設作業従事者が、石綿含有建材の切断作業をする限られた時間に、切断箇所顔面に顔を近づけて作業し、より高い濃度の石綿粉塵に曝露する可能性はあるとしても、就業時間を通じて屋内作業場と同程度に高い濃度の石綿粉塵に曝露し続けるとはいえないと判示(令和3年5月17日最高裁)

【4】Aは全財産をX1に包括遺贈し、司法書士Yを遺言執行者に指定した後死亡。X1及びAの唯一の法定相続人Bが留保を求めたが、YはX1への不動産の所有権移転登記手続等を実行し、遺言執行者の解任申立をしたX1代理人X2弁護士に対して懲戒請求及び刑事告訴をした。X1及びX2のYに対する不法行為に基づく損害賠償請求が認められた事案(平成31年3月14日広島高裁)

【5】自殺した中学生亡Zの両親Xらが自殺の原因は加害者Yらから受けたいじめにあると主張し、Yらに死亡逸失利益等の損害賠償を請求した事案。本判決はいじめと自殺の相当因果関係を認め、亡Zの素因、監護親の役割等を勘案して4割の減額を行い請求額の一部を認容(令和2年2月27日大阪高裁)

【6】同性の事実婚関係にあったXとYだが、YがZと性的関係を持ち事実婚関係が破綻、XがY、Zに慰謝料等を請求した事案。原審はYに慰謝料100万円の支払を命じ、Zへの請求は棄却した。控訴審は婚姻に準ずる関係から生じる法律上保護される利益を有すると判示し、原審の結論を維持(令和2年3月4日東京高裁)

【7】流出させたデビットカードの情報は改正前割賦販売法35条の16第1項の「クレジットカード番号等」に当たらず同法49条の2の罪の成立を否定し、犯罪収益移転防止法28条2項、1項の罪にも当たらないとして、当該情報に関して被告人が無罪になった事例(令和2年3月18日東京高裁)

【8】特別養護老人ホームに入所中に死亡したAの相続人Xらが、Aを往診した医療法人Y1の医師Y2が適切な医療行為をすべき義務を怠ったとしてYらに損害賠償を求めた事案。本判決はY2に医療措置を行う義務はなかったとした原判決を取消し、Xらの請求の一部を認容(令和2年8月19日東京高裁)

【9】鉄道高架下土地を目的とする賃貸借契約につき、賃貸人X(西日本旅客鉄道)が賃借人Yらに賃貸借契約の満了を理由に土地明渡を求めた事案。本件賃貸借契約に借地法の適用があるかが争われ、本判決は、本件賃貸借契約は一般の賃貸借契約とは異なり、借地法は適用されないとしてXの請求を認容(令和2年2月20日神戸地裁)

【10】X社はA社に油圧ショベルをリースしていたが、AはY社にそれらショベルを売却し、Yはそれらショベルを輸出し、Aは売却後民事再生を申請。XはYの輸出行為を所有権侵害として損害賠償を求め、本判決はYにはAが真の所有者と信じたことにつき過失があったとして即時取得は成立しないと判示(令和2年3月23日東京地裁)

【11】X社はYの第三者への貸付債権の一部を代位弁済したが、Yが貸付の担保であった土地の根抵当権を放棄していたため当該根抵当権を移転できなかったとして、Yに代位弁済相当額等の支払を求めた。本判決は根抵当権放棄にはXの同意があったとしてXの請求を棄却(令和2年3月26日東京地裁)

(商事法)

【12】Yとの間でハウスクリーニング事業を内容とするフランチャイズ加盟店契約を締結したXが特定商取引法51条の業務提供誘因販売取引であるとして同法58条1項に基づき契約を書面により解除、約220万円の不当利益返還を請求したところ、同請求が認容された事例(令和2年5月26日大津地裁)

(知的財産)

【13】原告は「特許に関する手続きの代理」を指定役務とし「六本木通り特許事務所」なる商標につき商標登録出願をしたところ拒絶査定を受け不服審判においても不成立となったため本件訴訟を提起したが、本件商標は自己役務の出所識別機能を有しないと判示し請求を棄却(令和3年4月27日知財高裁)

【14】原告は指定商品を「すし」とし、「ざんまい」なる商標の商標権者だが、「すしざんまい」チェーン店を展開する被告が本件商標の無効審判を請求し特許庁がその無効審決をしたため原告が本件審決の取消を求める本件訴訟を提起。原告商標を「すし」に使用すると出所について需要者に混同を招来するとして原告請求を棄却(令和3年4月14日知財高裁)

【15】特許出願者の原告が「X線透視撮影装置」なる発明に係わる拒絶査定不服審判における拒絶審決の取消を求めたところ、本願発明は引用発明及び引用文献記載の技術事項に基づいて当業者であれば容易に想到し得たものとは言えないとして審決を取消した事例(令和3年4月15日知財高裁)

【16】特許権者である原告が、発明の名称を「排水栓装置」とする発明に係る特許無効審決の取消をもとめたところ、本件審決における容易相当性の判断に誤りがあるとして、審決を取消した事例(令和3年4月28日知財高裁)
(民事手続)

【17】徳島県知事Aが音楽会への出席に公用車を使用し、その燃料費、同行職員の人件費相当額を費消したことを巡る住民訴訟において、必要性を超える出席は公務とは言えないとした原判決を破棄し、県の事務として開催された演奏会への出席は公務に該当すると判示(令和3年5月14日最高裁)

【18】特定の建材メーカーの製造販売した石綿含有建材が特定の建設作業従事者の作業する建設現場に相当回数に渡り到達していたとの事実が立証されえることを一律に否定した原審の判断に経験則又は採証法則に反する違法があるとされた事案(令和3年5月17日最高裁)

【19】長男Aの親権者をY(母)と定めて離婚したX(父)は審判に基づくAとの面会が実施されないとしてYに間接強制を申立てたが、本抗告審はAが自立した判断力をもって面会を拒む意向を示しているとしてXの抗告を棄却(令和2年3月18日名古屋高裁)

(刑事法)

【20】小学生2名に対する略取、誘拐、殺害等の罪で死刑が確定した被告人の妻が申し立てた再審請求において、申立人の新証拠は再評価できないとして原々審は再審請求を棄却し、これに対する即時抗告を棄却した原決定に対する特別抗告も原決定の判断を正当とした事案(令和3年4月21日最高裁)

【21】被告人は準強姦罪で起訴されたが、被告人に被害者が酩酊状態で抗拒不能との認識があったか疑問が残るとして第一審判決は無罪とされたことから検察が控訴したところ、事実誤認により第一審判決を破棄し被告人を懲役4年に処した事例(令和3年5月12日最高裁)

(公法)

【22】抗告人が、東京都選挙管理委員会に抗告人の受けた当選無効決定及び同度決定に関する棄却裁決の取消(請求1及び2)に加え、当選人Aの当選無効を求めた(請求3)本件訴訟につき訴額算定が争われ、請求1・2と請求3それぞれに160万円を訴額とした事例(令和3年4月27日最高裁)

【23】労働大臣の石綿関連疾患の発生防止のため労働安全衛生法に基づく規制権限の不行使が、労働者に該当しない者も含む屋内の建設作業従事者との関係で国賠法1条1項の適用上違法である状態は昭和50年10月1日から平成16年9月30日まで継続したとされた事例(令和3年5月17日最高裁)

【24】労働大臣が建設現場における石綿関連疾患の発生防止のため労働安全衛生法に基づく規制権限の不行使が、屋外の作業従事者との関係において国賠法1条1項の適用上違法とはいえないとされた事例(令和3年5月17日最高裁)

【25】公職選挙法に定める住所要件を満たさないとして選挙後供託金を没収されたXが、法律上の原因がないのに供託金を受領したとして不当利益返還請求を行ったが、選挙長には立候補届受理の時点で被選挙権の要件を審査する権限はないとして請求を棄却された事案(令和2年3月17日神戸地裁)

【26】憲法53条後段に基づきXらが臨時会の招集を要求したところ98日経過日まで招集されなかったことから損害賠償を請求したところ、臨時会の招集は裁判所の司法審査の対象となる一方、侵害されたとされる利益は私益ではなく公益で国賠法の適用外などと判示した(令和2年6月10日那覇地裁)

(社会法)

【27】労働契約法18条は、有期労働契約者の雇用の安定化を図るべく、無期転換により契約期間の定めをなくすことが出来る旨を定めたものであって、無期転換後の契約内容を正社員と同一にすることを当然に規定したものではないと判示(令和2年11月25日大阪地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

(1) 最二判令和 2 年 9 月 7 日 判例タイムズ 1482 号 51 頁

平成 31 年(受)第 619 号 特許権侵害による損害賠償債務不存在確認等請求事件(一部破棄自判,一部上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/686/089686_hanrei.pdf

特許権者 Y が X に対し,特許権について通常実施権を許諾し,X がこれに基づき機械装置を製造してそれを A に販売し,A がその機械装置を使用して製品を製造等したところ,Y が A に対し,特許権侵害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権を行使し,これにより A が損害を被ったため,X は,A との事前の合意に基づき A に対しその損害を補填し,Y に対し,その補償額について当該特許権の許諾に係る契約の債務不履行に基づく損害賠償請求を行うのに先立ち,Y の A に対する上記不法行為に基づく損害賠償請求権が存在しないことの確認を求める訴えを提起した。本判決は,本訴訟は X が A の Y に対する債務の不存在の確認を求める訴えであって,X の権利義務又は法的地位の確認を対象とするものではなく,X が A への補償額について Y に対し債務不履行に基づく損害賠償請求をすることがあるとしても,実際に A の損害に対する補償を通じて X に損害が発生するか否かは不確実であるし,X は現実に損害が発生したときに,Y に対し債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟を提起することができるのであるから,本件損害賠償請求権が存在しない旨の確認判決を得ることが,X の権利又は法的地位への危険又は不安を除去するために必要かつ適切であるということとはできない等の理由により,本件訴えについて確認の利益を欠くとした。

(2) 最二判令和 3 年 4 月 26 日 裁判所 HP

令和元年(受)第 1287 号 損害賠償請求事件(破棄差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/269/090269_hanrei.pdf

(裁判要旨)

乳幼児期に受けた集団予防接種等によって B 型肝炎ウイルスに感染し HBe 抗原陽性慢性肝炎の発症,鎮静化の後に HBe 抗原陰性慢性肝炎を発症したことによる損害につき,民法(平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの)724 条後段所定の除斥期間の起算点は,HBe 抗原陽性慢性肝炎の発症の時ではなく,HBe 抗原陰性慢性肝炎の発症の時となるとされた事例。

(理由)

セロコンバージョンにより非活動性キャリアとなった後に発症する HBe 抗原陰性慢性肝炎は,慢性 B 型肝炎の病態の中でもより進行した特異なものというべきであり,どのような場合に HBe 抗原陰性慢性肝炎を発症するのかは,現在の医学ではまだ解明されておらず,HBe 抗原陽性慢性肝炎の発症の時点で,後に HBe 抗原陰性慢性肝炎を発症することによる損害の賠償を求めることも不可能である。以上のような慢性 B 型肝炎の特質に鑑みると,HBe 抗原陽性慢性肝炎を発症したことによる損害と,HBe 抗原陰性慢性肝炎を発症したことによる損害とは,質的に異なるものであって,HBe 抗原陰性慢性肝炎を発症したことによる損害は,HBe 抗原陰性慢性肝炎の発症の時に発生したものというべきである。

(3) 最一判令和 3 年 5 月 17 日 裁判所 HP

平成 31 年(受)第 491 号,同第 495 号 損害賠償請求事件(一部破棄差戻・一部破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/299/090299_hanrei.pdf

(裁判要旨)

建材メーカーが,自らの製造販売する石綿含有建材を使用する屋外の建設作業従事者に対し,上記石綿含有建材に当該建材から生ずる粉じんにはく露すると重篤な石綿関連疾患に罹患する危険があること等の表示をすべき義務を負っていたとはいえないとされた事例

(理由)

屋外建設作業に従事する者が,石綿含有建材の切断作業をする限られた時間に切断箇所顔面に顔を近づけて作業をすることにより高い濃度の石綿粉じんにはく露する可能性があるとしても,就業時間を通じて屋内の作業場と同程度に高い濃度の石綿粉じんにはく露し続けるということとはできない。

(4) 広島高判平成 31 年 3 月 14 日 判例時報 2474 号 106 頁

平成 30 年(ネ)第 132・146 号 損害賠償請求控訴事件,附帯控訴事件(一部変更(上告受理申立て(上告不受理))

A はその有する財産全部を甥 X1 に包括遺贈し,司法書士 Y を遺言執行者に指定する等とする遺言をした後,死亡し

たことから、Aの唯一の法定相続人であるBは遺留分減殺請求をしたが、Yは、B及びX1が留保を求めたにもかかわらず、X1への不動産の所有権移転登記手続及び相続税申告を行ったことから、Yの行為についてB及びX1に対する不法行為が成立するとし、X1は自身に対する不法行為に基づく損害賠償請求、及びBに対する不法行為に基づくもの損害賠償請求権をX1が譲り受けたとして、Yに対して支払いを求めた。また、X1の代理人弁護士X2は、Yに対して遺言執行者の解任申し立てなどの対応を取ることを告げたいうで、同申立をしたところ、Yより所属弁護士会に対する懲戒請求及び刑事告訴がなされたことから、かかるYの行為について不法行為が成立するとして慰謝料を請求した。

本判決は、所有権移転登記手続につき、X1との関係では、X1に当該手続をする意思がないのにあると偽って、当該申請をしたなどの認定事実を踏まえて不法行為を認め、Bとの関係では、当該不動産につきいったんX1への所有権移転登記を経ることは権利の変動の過程等を反映したもので、Bの当該不動産の共有持分が侵害されたとまではいえなく当時の登記実務や文献等を踏まえても、Bに直接所有権移転登記をすることができなかった可能性を否定できない等として、不法行為の成立を否定した。また、相続税申告については、X1との関係では不法行為上違法であるが、相当因果関係のある損害があるとはいえないとして不法行為の成立を否定し、Bとの関係でも不法行為は成立しないとした。

X2との関係では、X2の言動はYに不当な圧力を加えるもの違法、不当なものとも言えないとして不法行為の成立を認めて、告訴については客観的根拠を確認すべき義務を怠った場合には違法な告訴と解すべきであるとし、Yはかかる義務を怠ったとして不法行為の成立を認めた。

(5)大阪高判令和2年2月27日 判例時報2474号54頁

平成31年(ネ)第784号 損害賠償請求控訴事件 一部変更(上告・上告受理申立て)

自殺した中学2年生の亡Zの両親Xら(原審原告・被控訴人)が、亡Zの自殺の原因は、加害生徒Yら(原審被告・控訴人)から受けたいじめにあると主張し、Yらに対し、死亡逸失利益等合計約1930万円の損害賠償請求の支払いを求めた事案。

本判決は、①いじめ行為及び共同不法行為の成立を原審と同様に認め、②いじめ行為を受けた中学2年の生徒が自殺に及ぶことは、社会通念に照らして一般的にあり得、自殺に係る損害は通常生ずべき損害にあたるとして、相当因果関係を認め、③亡Zの素因としての脆弱性、Xらについて同居する監護親として期待される役割を適切に果しえなかった点などから過失相殺の規定の適用ないし類推適用を基礎づける事実があるとして、4割の減額を行い、既払い金を控除して約200万円の限度で請求を認容した。

(6)東京高判令和2年3月4日 判例時報2473号47頁

令和元年(ネ)第4433号・第5124号 損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件(控訴棄却(上告・上告受理申立))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/563/089563_hanrei.pdf

約7年間にわたり同居して同性の事実婚関係(米国ニューヨーク州法に基づく婚姻として婚姻登録証明書を取得、その後日本で結婚式を挙げ、披露宴も開催)にあったXとYにつき、Yがその事実婚関係の継続中にZと性的関係を持ったことから、Xが、Y及びZに対し、両者の不貞行為により同性の事実婚関係が破綻したとして、共同不法行為に基づき、婚姻関係の解消に伴う費用等相当額及び慰謝料を請求した事案。

原審は、同性の事実婚の実態に着目して男女間の内縁関係と同視できる生活関係にあるものについては、内縁関係に準じた法的保護に値する利益が認められるとした上で、法律婚や男女間の内縁関係において認められる利益の程度とは差異があるとして、Yに対する関係で慰謝料100万円を認め、ZについてはXYの関係を破綻させることを意図していたとは認められないとして請求を棄却した。これに対し、Yが控訴し、Xが附帯控訴した。

控訴審は、本件の事実関係に照らすと、X及びYはできる限り社会観念上夫婦と同様であると認められる関係を形成しようとしていたものであり、男女が相協力して夫婦としての生活を営む結合としての婚姻に準ずる関係にあったということができ、従って少なくとも民法上の不法行為に関して互いに婚姻に準ずる関係から生じる法律上保護される利益を有するものというべき、と判示して、原判決と同額の慰謝料額及び弁護士費用を認定し、原判決の結論を維持し、控訴及び付帯控訴をいずれも棄却した。

(7)東京高判令和2年3月18日 判例タイムズ1482号111頁

令和元年(ウ)第1759号 割賦販売法違反(予備的訴因・犯罪による収益の移転防止に関する法律違反)被告事件(破棄自判, 上告)

飲食店に勤務していた時、会計のために預かった複数の客のクレジットカードについて、クレジットカード番号やセキュリティーコード等の情報を入手し、これらのカード情報を電子メールで送信して第三者に提供し対価を得て

いた行為について、平成 28 年法律第 99 号による改正前の割賦販売法 49 条の 2 第 3 項前段、1 項違反に当たると起訴された事案。被告人の入手したカード情報のうち 1 名に係るものが、クレジットカードではなくデビットカードの情報であったことについて、デビットカードを利用した取引は、即時的に支払いの決済がなされる取引であり、クレジットカードと異なり与信が伴う性質の取引ではないため、デビットカードの会員番号等の情報は、上記改正前の割賦販売法 35 条の 16 第 1 項に規定された「クレジットカード番号等」に当たらないとして、同法 49 条の 2 の罪の成立が否定され、更に、デビットカードの種別、会員番号、セキュリティコード、有効期限、名義人の氏名の情報は、デビットカードの会員と利用者との同一性を識別するための情報であって、デビットカードの利用料金の引き落とし口座である預金口座の特定や当該口座の名義人と利用者との同一性を識別するための情報ではなく、同カード情報を用いて当該口座内の資金を直接移動させるといったこともできず、犯罪による収益の移転防止に関する法律 28 条にいう「預貯金の引出し又は振込みに必要な情報」に当たらないとして、同条 2 項、1 項の罪にも該当しないとして、当該行為について無罪が言い渡された。

(8) 東京高判令和 2 年 8 月 19 日 判例時報 2472 号 18 頁

令和元年(ネ)第 5189 号 損害賠償請求控訴事件 取消・請求一部認容(確定)

本件は、特別養護老人ホーム B に入所中死亡した A(大正 10 年生)の相続人 X ら(5 人)が、A の死亡は、A を往診した医療法人 Y1 の経営する Z 病院の医師 Y2 が適切な医療行為をすべき義務を怠ったこと等が原因であるとして、Y らに対し、損害賠償(総額 600 万円)を求めた事案である。B 職員からの緊急往診の要請により、午前 7 時 50 分頃到着した Y2 は、職員から A の様子を聴取した後、A を診察、微弱な心音、痛覚反応、知覚反応もなく動脈の脈が非常に微弱であったが、B に A のカルテがなかったため、カルテを見ないまま診察を終え、A のカルテに何も記載せず、他の医師に引き継ぎせずに午前 8 時 10 分頃帰宅したが、その後、A は容態が急変し死亡した。なお、A が B に入所する際に作成した確認書には、終末期のケアとして B での看取り、B で可能な医療を行い自然の経過による死亡を希望する趣旨の記載があった。原審は、Y2 には、A に対して医療措置を行うべき義務を負っていたと認めることはできないとして請求を棄却したため X らが控訴した。

本判決は、A の死因は急性心筋梗塞と診断され、Y2 が A に対して適切な医療措置を行った場合に A を救助し得たであろう高度の蓋然性まで認めることは困難であるものの、適切な医療処置が行われていたならば、A がその死亡の時点においてなお生存していた相当程度の可能性はあったと認められるとして、原判決を取り消して請求の一部(A の慰謝料の総額として 200 万円、弁護士費用の総額として 20 万円)を認容した。

(9) 神戸地判令和 2 年 2 月 20 日 判例時報 2472 号 37 頁

平成 30 年(ワ)第 1223 号 建物取去土地明渡等請求事件 認容(控訴、和解)

本件は、鉄道高架下の各土地を目的とする各賃貸借契約について、賃貸人 X(西日本旅客鉄道株式会社)が賃借人 Y らに対し、賃貸借契約の期間満了を理由として各土地の明渡し及び明渡し済みまでの賃料相当損害金の支払を求めた事案であり、本件各賃貸借契約に借地法の適用があるか、仮に適用がある場合、更新拒絶に正当事由が認められるかが争点となった。

本判決は、本件各土地につき鉄道高架下であるがゆえの物理的制約があるほか、X の鉄道事業の公共性に伴い一般的な建物所有目的の土地賃貸借契約にはない種々の制約が認められ、賃料も制約に反映して相当賃料に比して半額ないし 5 分の 1 程度という低廉な額となっていること等に照らせば、契約書には、表題に土地(高架下)賃貸借契約書、用途についても堅固な建物設置、契約期間 30 年間である旨定めがあるが、一般の土地賃貸借契約とは異なる特殊な契約であり、借地法は適用されないとして、X の請求を認容した。

(10) 東京地判令和 2 年 3 月 23 日 金法 2161 号 77 頁

平成 30 年(ワ)第 20361 号 損害賠償請求事件(請求認容)

X 社は、平成 28 年 2 月、建設機械販売等を目的とする A 社に、油圧ショベル 5 台を期間 60 か月の約定でリースした。また、X 社は、平成 29 年 2 月、このリース料債権を担保するため、A 社の有する油圧ショベル 1 台に譲渡担保権の設定を受けた。ところが、A 社は、平成 29 年 7 月から平成 30 年 1 月にかけて、建設機械の輸出入を目的とする Y 社に、上記 6 台の油圧ショベルを順次売却し、Y 社は、その後間もなくこれらの機械を海外に輸出してしまった。A 社が資金繰りに窮して民事再生を申し立てるに至ったため、X 社が、Y 社の輸出行為が所有権侵害の不法行為に当たるとして、Y 社に対し、損害賠償請求の訴えを提起したのが本件である。Y 社は、上記 6 台の油圧ショベルの即時取得を主張して、不法行為の成立を争った。

本判決は、上記 6 台の油圧ショベルの買取りについて、Y 社が長期間の古物取引の経験があること、買取価格が市価

より安いことを認識していたこと、目的物の一部に真の所有者を示すシールがあるか、シールを剥がした痕跡があることなどから、Y 社には A 社が真の所有者であると信じたことにつき過失があり、即時取得は成立しないと判示して、Y 社の不法行為責任を認めた。

(11) 東京地判令和 2 年 3 月 26 日 金法 2161 号 68 頁

平成 29 年(ワ)第 37832 号 代位弁済金返還請求事件(請求棄却)

X 社は、Y 農業協同組合との間で平成 19 年 2 月 13 日成立した調停に基づき、Y の第三者への貸付債権額のうち 1 億 2520 万円を代位弁済したところ、Y が X に無断で上記貸付の担保となっていた土地の一部について根抵当権を放棄していたため、当該土地の根抵当権を X に有効に移転することができなかった。本件は、X が、Y に対し、上記調停条項における「Y の責めに帰すべき事由によって X へ上記根抵当権を有効に移転できない場合は、Y は X から受領済みの代位弁済金に係る金員を X に返還するものとする」条項に該当すると主張して、Y が受領した代位弁済金合計 1 億 2520 万円およびこれに対する遅延損害金の支払を求めた。

本判決は、上記土地の根抵当権の放棄に係る X の同意の有無について、上記土地の任意売却は、上記土地の所有者である第三者の強い意向を受け、平成 19 年 12 月 17 日から同月 21 日までの期間に X 社の代表である A において本件任意売却を進めるように Y に働きかけをし、Y としても A の要望を受けて本件任意売却に協力することとなったものと認められ、他方で、その後本件任意売却が実行された平成 20 年 1 月 23 日までの間に、A が Y に対して本件任意売却に反対する旨の意思を表示したといった事情はうかがわれないうちに照らせば、A および X としては、Y が承諾料 70 万円を受領して上記土地の根抵当権の放棄を実行することを同意していたものと認定することができるから、上記土地にかかる根抵当権を X に移転できなかったことが Y の責めに帰すべき事由によるものということとはできないと判示した。

【商事法】

(12) 大津地判令和 2 年 5 月 26 日 判例時報 2474 号 131 頁

平成 31 年(ワ)第 171 号 不当利得返還等請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

Y との間でハウスクリーニング事業を行うことを内容とするフランチャイズ加盟店契約(本件契約)を締結した X が、特定商取引法 51 条の業務提供誘引販売取引にあたり、同法 58 条 1 項に基づき本件契約を書面により解除したとして、約 220 万円の不当利得返還請求(及び不法行為に基づく損害賠償請求)を求めた事案。

本判決は、Y は、ハウスクリーニング事業に必要な機材・消耗品等を販売し、開業支援等の役務の提供を行う事業であって、Y が提供し、あっせんするハウスクリーニング業務に従事することにより得られる利益を収受し得ることをもって、X を誘引していると認定し、X は、Y からの提供・あっせんされた業務を自宅で行うことになっているから、「事業所その他これに類似する施設によらないで行う個人との契約」に該当すると認定し、業務提供誘引販売取引に該当するとして、約 220 万円の返還請求を認めた(損害賠償請求については排斥)。

【知的財産】

(13) 知財高判令和 3 年 4 月 27 日 裁判所 HP

令和 2 年(行ケ)第 10125 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/270/090270_hanrei.pdf

原告は、第 45 類「特許に関する手続の代理」を指定役務とし、「六本木通り特許事務所」の文字を標準文字で表してなる商標(本願商標)について、商標登録出願をしたところ、拒絶査定を受けたので、拒絶査定不服審判を請求したが、特許庁が不成立の審決をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。本件審決の理由の要旨は、本願商標は、需要者が何人かの業務に係る役務であることを認識することができない商標として、商標法 3 条 1 項 6 号に該当する、というものであった。

本願商標に係る「六本木通り特許事務所」との文字は、六本木通りに近接する場所において本願商標の指定役務を提供している者を一般的に説明しているにすぎず、自他役務の出所識別機能を有しないものと認められる。したがって、本願商標は、商標法 3 条 1 項 6 号に該当するものというべきであり、これと同旨の本件審決の判断に誤りはない。

一般的に、複数の語を組み合わせてなる語がそれを構成する各語の意味を結合したものを超える意味を有し得るとはいえるものの、原告は、本願商標が、その組合せ自体によりこれとは異なる新たな意味を生じさせること、あるいは、使用された結果、何人かの業務に係る役務であることを認識することができるに至っていることを何ら具体的に主張立証していないから、原告主張の取消事由は理由がない、として原告の請求は棄却された。

(14) 知財高判令和3年4月14日 裁判所 HP

令和2年(行ケ)第10107号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/248/090248_hanrei.pdf

原告は、指定商品を第30類「すし」とし、「ざんまい」の文字を横書きに書いてなる商標(本件商標)の商標権者であり、被告が、本件商標について商標登録無効審判を請求したところ、特許庁が、本件商標の登録を商標法4条1項15号に該当するから同法46条1項の規定により無効とする審決(本件審決)をしたので、原告が、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

本判決は、被告は、「すしざんまい」の標準文字を表してなる商標(引用商標)の商標権者である。そして、①「すしざんまい」の表示は、本件商標の出願時及び登録査定時において、被告が店舗展開する「すしざんまい」チェーン店の名称として、広く認識され、被告の業務に係る「すしを主とする飲食物の提供」を表示するものとして、著名であったこと、②本件商標と引用商標から、いずれも被告が店舗展開する「すしざんまい」チェーン店を想起し、その名称としての「すしざんまい」の観念を生じる点で共通すること、③本件商標の指定商品である「すし」と被告の業務に係る役務である「すしを主とする飲食物の提供」は、需要者が一般消費者である点で共通し、販売の対象となる商品又は提供の対象となる商品がいずれも「すし」である点で共通することを総合考慮すると、本件商標をその指定商品の「すし」に使用するとき、その取引者、需要者において、被告が店舗展開する「すしざんまい」チェーン店の名称として著名な「すしざんまい」の表示を想起し、その出所について混同を生ずるおそれがあるものと認められるから、本件商標は、引用商標との関係において、商標法4条1項15号に該当するものと認められるとした。

原告は、原告の業態は、宅配寿司であり、注文を受けてから寿司を盛り、配達をするというものであるのに対し、被告の業態は、料亭をイメージした個室を用意しており、原告の業態と被告の業態が相違するなどとして、本件商標をその指定商品「すし」に使用した場合、その出所について混同を生ずるおそれがあるとはいえないと主張したが、本件判決は、これに接する需要者が、当該商品を被告又は被告と緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある営業主の業務に係る商品であるかのように、その出所について混同を生ずるおそれがあるとしてこれを容れなかった。

以上から、原告主張の取消事由は理由がなく、本件審決にこれを取り消すべき違法は認められない、として原告の請求は棄却された。

(15) 知財高判令和3年4月15日 裁判所 HP

令和元年(行ケ)第10159号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/249/090249_hanrei.pdf

特許出願人である原告が、発明の名称を「X線透視撮影装置」とする発明に係る拒絶査定不服審判における拒絶審決の取消しを求めた事案であって、本願発明は引用発明及び引用文献2に記載された技術事項2'に基づいて当業者であれば容易に想到し得たものとはいえないとして、審決を取消した事案。

引用発明は、あくまで、医師等が観察して診断を行う診断用画像モニタ装置とは別に、X線被爆を避けるために、X線曝射しない状態で操作ができ、画像を操作者の手で表示することができるX線映像装置を提供することを目的とするものであって、こうした技術的意義を有する引用発明において、引用文献1には、操作者が医師等の術者が被検者を見る方向と異なる方向から被検者を見ることにより、操作者が被検者を見る方向と操作用画像表示装置に表示される患部の方向とが一致しないという課題(課題B2)があるといった記載や示唆は一切ない。

この点につき、被告は、当業者であれば、「操作者」が異なる方向から被検者に対向する場合、各々の被検者を見る向き(視認方向)に一致させるという周知の課題(乙3,4)を参照し、各操作者が見る操作用液晶ディスプレイ21の画像の向きを、操作者が被検者を見る向き(視認方向)に一致させるという課題を当然に把握し、引用発明に技術事項2を適用する動機づけがある旨主張するが、本願発明は、その操作者の便宜に着目して、操作者の観点から画像の調整を容易にするための問題点を新たに課題として取り上げたことに意義があるとの評価も十分に可能である。

また、乙3は、術者とそれを補助する術者が向き合って手術をするように撮像部分を異なる方向から見る場合でも、画像表示手段で表示される画像の向きをそれぞれの見る方向に応じて変更する構成により、撮像部分を見るのと同じ向きの画像を表示することが可能となり、より手際のよい手術が行えるようになるとの課題が示されているにとどまり、術者とX線撮影装置の操作者についてそのような課題があると開示するものではない。さらに、乙4は、術者Aと術者Bがそれぞれ異なるモニタを見て手技を行う場合において、術者Bが見ている第2のモニタ7に内視鏡2の原画像を見てそのまま表示すると、上下左右が逆の感覚で見えてしまうという課題が示されているにとどまり、術者とX線撮影装置の操作者についてそのような課題があると開示するものではない。

そうすると、上記の乙3,4の各文献に記載された課題は、あくまで術者と助手又は術者と術者がそれぞれ異なるモ

ニタを見ることによって生じる課題を指摘するにとどまり、術者とは異なる操作者が操作を行うという引用発明の場合において、操作者の便宜のために、操作者が見る患部の向きの方向と、操作者が見る操作用液晶ディスプレイの患部の向きとを一致させるという課題を示唆するものとはいえないから、当業者がこのような課題を当然に把握するともいえない。

(16) 知財高判令和3年4月28日 裁判所 HP

令和2年(行ケ)第10030号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/279/090279_hanrei.pdf

特許権者である原告が、発明の名称を「排水栓装置」とする発明に係る特許無効審決の取消しを求めた事案であって、本件審決における容易想到性の判断に誤りがあるとして、審決を取消した事案。

本件審決は、「水槽の底部に、円筒状陥没部を形成し、該円筒状陥没部の底部に内向きフランジ部を形成し、該内向きフランジ部を排水口金具と接続管とで挟持取付けること」(本件周知技術)は、本件出願前の周知技術にすぎないから、取付けの強固さや水密性等を考慮して、甲1発明の「縁部2」の構成を、本件周知技術のように、円筒状陥没部を形成し、該円筒状陥没部の底部に形成された内向きフランジ部を排水口金具と接続管とで挟持取付けることによって、相違点1に係る本件発明の構成とすることは、当業者が容易になし得たことである旨判断した。しかし、原告は、甲1発明に本件周知技術を適用する動機付けはないから、本件審決の判断は誤りである旨主張した。

(ア)甲1発明は、「浴槽の底部1は、開口部を有し、その縁部2は、貫通する方法で湾曲しながら徐々に下側に向かって成形され、この開口部の中には、排水装置が挿入されており、この排水装置は、おおよそ筒状を呈した排水ケーシング3を有しており、排水ケーシング3の上端部にはパッキン5を保持し固定するフランジ4が配置されて、上記縁部2の下端が該パッキン5に接しており、上側からは、排水カップ6が、排水ケーシング3の中へネジ固定により挿入されて、上部外側の縁部分で浴槽の底部に接しており、排水カップ6の内側には、排水カップ6の上端の径と略同径の閉塞板7が挿入されており、タペット8を用いることにより上昇させたり、下降させたりすることができ、閉塞板7は、開口部に接触せず、閉鎖時には、浴槽の底部1に概ね面一とされ、閉塞板7の裏側には、径内方向に凹んだ断面コ字状の環状の溝部が設けられ、該溝部にパッキンが保持されている、排水装置」である。

甲1には、縁部2が排水カップ6と排水ケーシング3とで挟持取付けられていることやその作用等について明示的に述べた記載はない。また、甲1の記載事項全体(図面を含む。)をみても、縁部2が排水カップ6と排水ケーシング3とで挟持取付けられている構成について、取付けの強固さや水密性等の観点から、改良すべき課題があることを示唆する記載もない。

(イ)本件周知技術に係る甲3、5及び8には、円筒状陥没部の底部に形成した内向きフランジ部を排水口金具と接続管とで挟持取付ける構成の作用等について述べた記載はない。また、甲3、5及び8には、取付けの強固さや水密性等の観点から、内向きフランジ部を排水口金具と接続管とで挟持取付ける構成が、甲1の図面記載の縁部2が排水カップ6と排水ケーシング3とで挟持取付けられる構成よりも優れていることを示唆する記載はない。

(ウ)前記(ア)及び(イ)によれば、甲1に接した当業者は、甲1発明の縁部2の構成について、取付けの強固さや水密性の点において課題があることを認識するとはいえないから、甲1発明の縁部2に本件周知技術の構成を適用する動機付けがあるものと認めることはできない。したがって、当業者は、甲1及び本件周知技術に基づいて、甲1発明において、相違点1に係る本件発明の構成とすることを容易に想到することができたものと認めることはできない。これと異なる本件審決の判断は誤りである。

【民事手続】

(17) 最二判令和3年5月14日 裁判所 HP

令和2年(行ヒ)第238号 住民訴訟による違法確認請求事件(原判決を破棄し、被上告人の控訴を棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/292/090292_hanrei.pdf

徳島県の住民である被上告人が、県知事であるAが管弦楽団の演奏会への出席のために公用車を使用し、公用車の燃料費並びに同行した秘書及び運転手の人件費に相当する額を費消したことを巡る住民訴訟である。

最高裁判所は、必要性が認められる回数を超える演奏会出席を公務とはいえないと評価した原判決を破棄し、県等が共催した本件演奏会について、「県を統轄して、これを代表し、また、その事務を管理し及びこれを執行する県知事であるA知事が、県の事務として開催された本件演奏会に出席したことは、公務に該当するものというべき」とした。

(18) 最一判令和3年5月17日 裁判所 HP

平成31年(受)第596号 損害賠償請求事件(破棄差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/300/090300_hanrei.pdf

(裁判要旨)

原告らの採る立証手法により特定の建材メーカーの製造販売した石綿含有建材が特定の建設作業従事者の作業する建設現場に相当回数にわたり到達していたとの事実が立証され得ることを一律に否定した原審の判断に経験則又は採証法則に反する違法があるとされた事例。

(理由)

国土交通省等により、公表されている「石綿含有建材データベース」に掲載された石綿含有建材を42の種別に分類し、被災者らの職種ごとに、取り扱う際に多量の石綿粉じんにはばく露するといえる石綿含有建材の種別を選定した上で、同種の建材の中での市場占有率がおおむね10%以上であるものは、その市場占有率を用いた確率計算を考慮して、被災者の作業する建設現場に到達した蓋然性が高いものとするとの立証手法は、相応の合理性を有し、これにより特定の石綿含有建材について建材現場到達事実が立証されることはあり得るというべきである。

(19)名古屋高決令和2年3月18日 タイムズ1482号91頁

令和2年(ラ)第45号 間接強制申立て却下決定に対する執行抗告事件(抗告棄却, 許可抗告(不許可))

X(父)とY(母)は、長男Aの親権者をYと定めて離婚をし、その後、面会交流にかかる審判手続により、Yに対し、XとAを2ヶ月に1回、第3土曜日又は日曜日に3時間程度面会交流させることなどを命じる決定(本件決定)がなされたが、本決定に基づくAとの面会交流が実施されないとして、XがYに対し、同決定に基づく間接強制の申立てをした。

本抗告審は、本件決定から3年以上が経過し、同決定が判断の前提とし、想定したAの年齢・成長の段階と現在のAの年齢・成長の段階が大きく異なるに至り、Aが独立した人格として自らの意向を表明することができる能力を有する段階に達し、現にXとの面会交流を拒む意向を表明しているなどの事情によれば、同決定に基づくYの給付債務は、Yの意思のみによって履行することのできない債務になっているから、同決定に基づく間接強制決定をすることはできないと判示して、Xの申立てを却下した原審の結論を維持し、Xの抗告を棄却した。

【刑事法】

(20)最一決令和3年4月21日 裁判所HP

平成30年(シ)第76号 再審請求棄却決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/266/090266_hanrei.pdf

(事案)

申立人(再審請求人)の夫である被告人(事件本人)は、小学生V1・V2が未成年者であることを知りながら、車に乗せ、両名を略取・誘拐し、殺害し、死体を投げ捨てて遺棄した行為で、起訴され、第1審判決は、事件本人を死刑に処し、事件本人が控訴・上告を申し立てたが、いずれも棄却され、第1審判決が確定した。

本件再審請求は、新証拠である大学教授の鑑定書、捜査官の報告書等によれば、目撃供述の信用性が否定され、科警研の血液型鑑定・DNA型鑑定の証拠能力ないし信用性が否定されるから、事件本人を犯人と認めることはできず、新証拠は確定判決の認定に合理的な疑いを生じさせるものであり、再審を開始すべきであるとするものであったが、原々決定は、新証拠は確定判決の認定に合理的な疑いを生じさせるものではないとして、再審請求を棄却した。これに対し、申立人は、即時抗告を申し立てたが、これが棄却されたことから、特別抗告を申し立てたが、新証拠によって旧証拠の証明力や信用性が減殺されることはないことなどから、原々決定が新証拠とされる鑑定の証明力を再評価しなかったことに誤りはない旨判示した原決定の判断は正当であるとして、特別抗告は棄却された。

(21)最一決令和3年5月12日 裁判所HP

令和2年(あ)第343号 準強姦被告事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/293/090293_hanrei.pdf

(事案)

被告人は、被害者が飲酒酩酊のため抗拒不能であるのに乗じ、同人と性交をした行為で、準強姦罪で起訴され、第1審判決は、被害者らの証人尋問及び被告人質問を実施した上、被告人に被害者が抗拒不能であったという認識(本件認識)があったことには合理的な疑いが残るとして、無罪を言渡した。

これに対し、検察官が控訴し、本件認識についての事実誤認を主張し、事実の取調べとして被告人質問のみを請求する見込みであるとした。

原審は、公判期日前の打合せで、検察官及び弁護人に対し、被告人において、被害者が抗拒不能状態にないことを誤信するような事情や、被害者が性交に同意したと誤信するような事情がなかったかについて質問する必要があるとの職

権による被告人質問を実施する見込みであると述べて質問順序や質問時間を告げ、検察官及び弁護人はこれを異議なく了承した。原審において職権による被告人質問が実施されたが、弁護人は質問を行わず、検察官及び裁判官の質問に対して、被告人は黙秘した。そして、原審は、他に事実の取調べを行わず、結審した。

原判決は、被告人は被害者が飲酒酩酊のため眠り込んでいる状態を直接見て、これに乗じて被害者と性交したから、本件認識があったことは明らかであるとして、事実誤認により第1審判決を破棄し、被告人を懲役4年に処した。

(判旨)

原審は、争点の核心部分について事実の取調べをしたということができ、その結果が第1審で取り調べた証拠以上に出なくとも、被告事件について判決をするのに熟していたといえるから、第1審が無罪とした公訴事実を認定して直ちに自ら有罪の判決をしても、刑訴法400条ただし書に違反しないというべきである。

【公法】

(22) 最三決令和3年4月27日 裁判所 HP

令和2年(行フ)第2号 手数料還付申立て却下決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/277/090277_hanrei.pdf

抗告人が、東京都選挙管理委員会を相手に、抗告人の受けた当選無効決定及び同決定に関する棄却裁決の取消し(請求1及び2)に加え、上記選挙において当選人とされたAの当選を無効とすることを求めた(請求3)本案訴訟についての、訴額算定が争われた事案である。

最高裁判所は、「請求1及び2は、いずれも、認容されることにより、結局のところ抗告人の当選を無効とする本件決定の効力を失わせることを目的とするものであるが、請求3は、認容されることにより、抗告人とは別の当選人であるAの当選が無効とされるのであって、請求1及び2と請求3とでは、それぞれ認容されることによって実現される状態が異なるものといわざるを得ない。そうすると、請求1及び2と請求3とでは、訴えで主張する利益が共通であるということとはできない。」として、請求1及び2に係る160万円と、請求3に係る160万円とを合算した320万円を訴額とした。

(23) 最一判令和3年5月17日 裁判所 HP

平成30年(受)第1447号、1448号、1449号、1451号、1452号 各損害賠償請求事件(一部破棄差戻・一部破棄自判・一部棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/298/090298_hanrei.pdf

(裁判要旨)

1 労働大臣が、建設現場における石綿関連疾患の発生防止のために労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)に基づく規制権限の不行使が労働者に該当しない者も含む屋内の建設作業従事者との関係において国家賠償法1条1項の適用上違法である状態は、昭和50年10月1日から平成16年9月30日まで継続したとされた事例。

(理由)

国は、昭和48年頃には、屋内建設現場における建設作業従事者にも、石綿関連疾患に罹患する広範かつ重大な危険が生じていることを把握することができた。

労働大臣は、石綿規制を強化する安衛法改正後の特定化学物質等障害予防規則(同年労働省令第11号)が施行された昭和50年10月1日には、安衛法に基づく規制権限を行使することができた。

石綿重量が建材重量の1%を超えるものを、安衛法により製造等が禁止される有害物等に定める改正政令は平成16年10月1日から施行された。

特別管理物質を取り扱う作業場において、人体に対する危険があることは、そこで作業する者が労働者に該当するか否かによって変わるものではない。

(裁判要旨)

2 被害者によって特定された複数の行為者のほかに被害者の損害をそのみで惹起し得る行為をした者が存在しないことは、民法719条1項後段の適用の要件である。

3 石綿含有建材を製造販売した建材メーカーが、石綿関連疾患に罹患した大工らに対し、民法719条1項後段の類推適用により、上記大工らの各損害の3分の1について連帯して損害賠償責任を負うとされた事例。

(理由)

多数の建材メーカーは、石綿含有建材を製造販売する際に、当該建材から生ずる粉じんを吸入すると重篤な石綿関連疾患を発症する危険があること等を建材に表示する義務を負っていたにもかかわらず、その義務を履行していなかった。また、被災大工らが本件ボード三種を直接取り扱ったことによる石綿粉じんのばく露量は、各自の石綿粉じ

んのばく露量全体のうち3分の1程度であった。

被告建材メーカーらが個別に上記の被災大工らの中皮腫の発症にどの程度の影響を与えたのかは明らかでないなどの諸事情がある本件においては、被害者保護の見地から、民法719条1項後段が適用される場合との均衡を図って、同項後段の類推適用により、因果関係の立証責任が転換されると解するのが相当である。

(24) 最一判令和3年5月17日 裁判所HP

平成31年(受)第290号, 同第291号, 同第292号 損害賠償請求事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/301/090301_hanrei.pdf

(裁判要旨)

1 厚生労働大臣が、建設現場における石綿関連疾患の発生防止のために労働安全衛生法に基づく規制権限を行使しなかったことが屋外の建設作業従事者との関係において国家賠償法1条1項の適用上違法とはいえないとされた事例。

(理由)

国において、平成13年から平成16年9月30日までの期間に、屋外建設作業に従事する者に石綿関連疾患に罹患する危険が生じていることを認識することができたということとはできない。

(裁判要旨)

2 建材メーカーが、自らの製造販売する石綿含有建材を使用する屋外の建設作業従事者に対し、上記石綿含有建材に当該建材から生ずる粉じんに基づく露すると重篤な石綿関連疾患に罹患する危険があること等の表示をすべき義務を負っていたとはいえないとされた事例。

(理由)

建材メーカーらにおいて、平成13年から平成15年12月31日までの期間に、自らの製造販売する石綿含有建材を使用する屋外建設作業に従事する者に石綿関連疾患に罹患する危険が生じていることを認識することができたということとはできない。

(25) 神戸地判令和2年3月17日 判例タイムズ1482号146頁

令和元年(行ウ)第34号 不当利得返還請求事件(請求棄却, 確定)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/476/089476_hanrei.pdf

Xが県議会議員選挙に立候補するに当たり、公職選挙法が立候補のために必要と定める60万円を供託し、選挙が執行されたが、被告(県)は、原告が同県内の同一市町村内に3ヶ月以上住所を有し又は有していたことがある者に当たらず、公職選挙法の定める住所要件を満たさないとし、本件選挙における同人の得票を無効とし、供託金を没収したため、原告は、被選挙権のない原告の立候補届出を被告が受理し、供託金を徴収したことは法律上の原因がないのに受領したものであること、原告は住所要件を充足しているから被選挙権があり、よって、選挙による得票は有効であるから、供託金の没収は法律上の原因なく利得を得た者である等の主張をして、被告に不当利得返還請求権に基づき60万円を求めるとした事案。

本判決は、県議会議員選挙の選挙長は、立候補の届出を受理する時点において、被選挙権に係る要件を実質的に審査する権限を有しておらず、本件においては、立候補の届出に先立つ事前審査の段階で、原告から任意に住民票が提出されていたという事情があったが、その時点で原告が住所要件を満たすかの判断が可能であったとは解されないとしたうえで、県議会議員選挙の立候補者につき、当該県内の同一市町村内に3ヶ月以上住所を有し又は有していた事実が認められない場合には公職選挙法上の住所要件を満たさないとし、県が供託金を徴収・没収したことには法律上の原因があるとして、原告の請求を棄却した。

(26) 那覇地判令和2年6月10日 判例時報2473号93頁

平成30年(ワ)第803号 憲法53条違憲国家賠償請求事件(棄却(控訴))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/566/089566_hanrei.pdf

国会議員であるXらが、その他の国会議員らとともに、内閣に対し、憲法53条後段に基づき、国会の臨時会の召集を要求したところ、それから98日経過日まで臨時会が召集されなかったことについて、内閣は合理的な期間内に臨時会を召集すべき義務があるのにこれを怠り、その結果、Xらは臨時会において国会議員としての権能を行使する機会を奪われたなどと主張して、Y(国)に対し、国賠法1条1項に基づき損害賠償を請求した事案において、①内閣による臨時会召集決定が憲法53条後段違反かどうかについて司法審査権が及ぶか、②本件召集要求に基づく内閣の召集決定が、召集要求をした個々の国会議員との関係で国賠法1条1項の適用上違法と評価される余地があるか、③本件召

集が本件召集要求に基づく臨時会の召集とは言えず、又は本件召集が合理的期間内に行われたものではないとして、憲法 53 条後段に違反するか、が争点とされた。

裁判所は、争点①について、憲法 53 条前段に基づく内閣の臨時会の召集は、政治状況等を勘案して召集するものであることから、高度の政治性を有するものだが、同条後段の臨時会の召集は、憲法上明文をもって規定された法的義務であり、かつ、内閣に対して合理的期間内に臨時会を召集すべきことを義務付けるものと解され、内閣が臨時会の召集を合理的期間内に行ったかどうかは、合理的期間の解釈であるから、法律上の争訟として裁判所が判断することが可能であり、司法審査の対象外とはいえない、と判示した。

争点②については、内閣は同条後段に基づく召集要求を受けた場合、臨時会を召集すべき憲法上の義務があるものの、同召集要求を行った個々の国会議員に対する憲法上の義務であるか否かについては文言上明らかではなく、憲法上の他の規定では国会議員としての具体的権利として定めるものがあるが、憲法 53 条後段はそのような規定ではないこと、同条後段は召集しなかった場合の具体的効果を規定しておらず、他に内閣に臨時会の召集を強制できる旨をうかがわせる規定もないこと、同条後段違反の場合に召集要求をした国会議員のみに国賠法 1 条 1 項に基づく損害賠償を認めることは召集要求をしなかった国会議員との関係で不自然さが残ること、臨時会が召集されなかったことに基づき国会議員が侵害される利益は私益(国会議員の個人的な利益)ではなく公益(国民全体のための利益)であって、その侵害は金銭賠償によりてん補されるものではなく国賠法 1 条 1 項の制度趣旨に必ずしも添うものとはいえないことなどを理由として、憲法 53 条後段に基づく臨時会の召集要求に対する内閣の召集決定については、国賠法 1 条 1 項の適用上、違法と評価する余地はない、と判示した。

以上から、争点③については判断することなく、X らの請求を棄却した。

【社会法】

(27)大阪地判令和 2 年 11 月 25 日 判例タイムズ 1482 号 212 頁

平成 31 年(ワ)第 3718 号 地位確認等請求事件(請求棄却, 控訴)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/907/089907_hanrei.pdf

X らは、Y と有期労働契約を締結し、更新を重ねた後、労働契約法 18 条 1 項に基づき、X らが締結している有期労働契約の労働期間満了日の翌日を始期とする無期労働契約の締結を申込み(Y は同条項に基づきこれを承諾したものとみなされた)、Y に対し、無期転換後の労働条件について、雇用当初から無期労働契約を締結している正社員に適用される就業規則(正社員就業規則)によるべきと主張し、正社員就業規則に基づく権利を有する地位にあることの確認等を求めて提訴した。

本件では、Y に、正社員就業規則とは別に、有期労働契約を締結している労働者に適用される就業規則(契約社員就業規則)があり、上記無期労働契約の申し込み以前に契約社員就業規則に無期転換に関する規定が追加され「無期転換後の労働条件は、現に締結している有期労働契約の内容である労働条件(契約期間を除く。)と同一の労働条件とする。」と定められており、本判決は、正社員就業規則と契約社員就業規則が別個独立のものとして作成されている以上、労働契約法 7 条の効力として X らに正社員就業規則が適用されることになるものではなく、また、労働契約法 18 条は、有期労働契約者の雇用の安定化を図るべく、無期転換により契約期間の定めをなくすることができる旨を定めたものであって、無期転換後の契約内容を正社員と同一にすることを当然に想定したものではないなどとして、X らの請求を棄却した。

【紹介済み判例】

最三決令和 2 年 2 月 25 日 判例時報 2472 号 152 頁

令和元年(シ)第 807 号 控訴取下げの効力に関する決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)

→法務速報 239 号 15 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/269/089269_hanrei.pdf

最三判令和 2 年 2 月 25 日 判例時報 2473 号 7 頁

平成 30 年(行ヒ)第 215 号 原爆症認定申請却下処分取消等請求事件(破棄自判)

→法務速報 227 号 21 番にて紹介済み

平成 30 年(行ヒ)第 191 号 原爆症認定申請却下処分取消等請求控訴, 同附帯控訴事件(破棄自判)

→法務速報 227 号 20 番にて紹介済み

最三決令和 2 年 3 月 24 日 判例時報 2474 号 46 頁

令和元年(許)第11号 文書提出命令等に対する許可抗告事件(破棄差戻)

→法務速報228号8番にて紹介済み

令和元年(許)第12号 文書提出命令に対する許可抗告事件(抗告棄却)

→法務速報228号9番にて紹介済み

福岡高判令和2年5月28日 判例タイムズ1482号64頁

令和元年(ネ)第347号 保険金請求控訴事件(変更, 上告, 上告受理申立)

→法務速報240号5番にて紹介済み

名古屋地判令和2年6月4日 判例タイムズ1482号131頁

平成30年(行ウ)第76号 犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件(請求棄却, 控訴)

→法務速報238号25番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/829/089829_hanrei.pdf

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/779/089779_hanrei.pdf

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/615/089615_hanrei.pdf

最二判令和2年6月26日 判例時報2473号3頁

令和元年(行ヒ)第252号 国民健康保険税処分取消請求事件(一部破棄自判, 一部上告棄却)

→法務速報231号20番にて紹介済み

最一判令和2年7月6日 判例時報2472号3頁

平成31年(行ヒ)第97号 公務員に対する懲戒処分取消等請求事件(破棄自判)

→法務速報231号27番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/559/089559_hanrei.pdf

最一判令和2年7月30日 判例タイムズ1482号61頁

平成30年(あ)第1528号 有印私文書偽造, 同行使, ストーカー行為等の規制等に関する法律違反被告事件(上告棄却)

→法務速報232号22番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/610/089610_hanrei.pdf

最大決令和2年8月26日 判例時報2472号15頁

令和2年(分)第1号 裁判官に対する懲戒申立て事件(戒告)

→法務速報233号24番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/658/089658_hanrei.pdf

最一判令和2年9月3日 判例タイムズ1482号56頁

平成31年(受)第558号 総会決議無効確認等請求事件(破棄差戻)

→法務速報233号2番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/677/089677_hanrei.pdf

最三小判令和2年9月8日 金法2160号74頁

平成31年(受)第61号 請負代金請求事件(破棄自判)

→法務速報233号16番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/688/089688_hanrei.pdf

最二判令和2年10月23日 判例タイムズ1482号42頁

令和2年(行ツ)第79号 選挙無効請求事件(上告棄却)

→法務速報235号17番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/797/089797_hanrei.pdf

最三判令和2年12月15日 判例タイムズ1482号47頁

令和2年(受)第887号 貸金返還請求事件(一部破棄自判,一部却下)

→法務速報236号1番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/896/089896_hanrei.pdf

最三小判令和2年12月15日 金法2160号69頁

令和2年(受)第887号 貸金返還請求事件(一部破棄自判・一部却下)

→法務速報236号1番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/896/089896_hanrei.pdf

2. 令和3年(2021年)5月18日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

・衆法 204 12

令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律

・・・令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給を受けることとなった者が自ら当該給付金を使用することができるようにするため,当該給付金について,差押えを禁止する等について定めた法律。

・衆法 204 14

国会議員の歳費,旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

・・・国会の議長,副議長,議員の歳費の月額について,令和3年10月31日までの間,現行の削減措置のとおり歳費月額に100分の80を乗じた金額とすることを継続することを定めた法律。

・閣法 204 18

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律

・・・特定都市河川の指定対象拡大,特定都市河川流域における一定の開発行為等に対する規制,都道府県知事等が管理する河川について国土交通大臣による権限代行制度の拡充等を定めた法律。

・閣法 204 19

防衛省設置法等の一部を改正する法律

・・・自衛官の定数の変更,インド軍隊に対する物品又は役務の提供及びそれに伴う手続等について定めた法律。

・閣法 204 24

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律

・・・船舶運航事業者等が作成する特定船舶導入計画及び造船等事業者が作成する事業基盤強化計画の認定制度の創設,船員の労働時間の管理についての労務管理責任者制度の創設等について定めた法律。

・閣法 204 26

デジタル社会形成基本法

・・・デジタル社会の形成に関し,基本理念及び基本方針,国,地方公共団体及び事業者の責務,デジタル庁の設置等について定めた法律。

・閣法 204 27

デジタル庁設置法

・・・デジタル社会形成基本法に定めるデジタル社会形成のためのデジタル庁を設置すること,その所掌事務,組織構成等を定めた法律。

・閣法 204 28

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

・・・デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成を図るため、個人情報保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等その他関係法律について整備することを定めた法律。

・閣法 204 29

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律

・・・公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる預貯金口座を登録することができること、行政機関の長等が当該金銭の授受のために当該預貯金口座に関する情報の提供を求めることができること等を定めた法律。

・閣法 204 30

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

・・・預貯金者が金融機関に対し当該金融機関が預金者の個人番号を利用して管理することを希望する旨の申し出ができること、災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人の求めに応じて預金保険機構が預貯金口座に関する情報を提供できること等を定めた法律。

・閣法 204 31

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

・・・地方公共団体の事務処理の効率化に寄与する事務である標準化対象事務の処理に関する地方公共団体情報システムの標準化に関する基本方針、必要とされる機能等についての基準等を定めた法律。

・閣法 204 34

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律

・・・国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業について建築基準法、中心市街地の活性化に関する法律等の特例措置を講ずること等を定めた法律。

・閣法 204 38

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律

・・・特発信者情報の開示請求について、発信者情報開示命令の申立て手続き及びそれに基づく裁判手続、開示命令、提供命令、消去禁止命令等の新たな創設、開示関係役務提供者の範囲の見直し等を定めた法律。

・閣法 204 40

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律

・・・農業法人投資育成事業の対象となる法人として、林業又は漁業を営む法人、漁業生産組合、食品の製造・加工・流通等食品産業の事業者を追加すること等を定めた法律。

・閣法 204 41

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律

・・・ストーカー行為について、相手方の承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置により記録され、又は送信される当該装置の位置に係る位置情報を取得する行為等を規制の対象に加えること、禁止命令等に係る書類の送達方法、公示送達等について定めた法律。

・閣法 204 44

国立大学法人法の一部を改正する法律

・・・国立大学法人の学長選考会議に学長の職務執行の状況の報告を求める権限を与えること、その名称を学長選考・監察会議とすること、小樽商科大学法人・北見工業大学法人・奈良教育大学法人を解散させ、小樽商科大学法人・北見工業大学法人については北海道国立大学機構が、奈良教育大学法人については奈良国立大学機構が承継すること等を定めた法律。

・閣法 204 45

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律

・・・畜産業について、畜舎等の建築・利用に関する計画の認定制度の創設、当該認定を受けた計画に基づき建築等がされ、及び利用される畜舎等に関する建築基準法の特例を定めた法律。

・閣法 204 46

特許法等の一部を改正する法律

・・・特許審判等での口頭審理を映像・音声の送受信により行う方法の導入、手続期間の徒過により消滅した特許権の回復要件の緩和、特許料等の予納における印紙の廃止、商標権の侵害となり得る対象行為として海外事業者による模倣品の国内持ち込の追加等を定めた法律。

・閣法 204 48

自然公園法の一部を改正する法律

・・・質の高い自然体験活動の促進又は利用拠点の質の向上のための協議会の設置、利用拠点整備改善計画の認定等を定めた法律。

・閣法 204 50

災害対策基本法等の一部を改正する法律

・・・特定災害対策本部の設置、その組織構成の定め、所掌事務、対策本部長の権限、市町村による個別避難計画の作成、避難のための立退きの勧告及び指示の一本化等を定めた法律。

・閣法 204 53

取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律

・・・取引デジタルプラットフォーム提供者の消費者の利益の保護のための努力義務、消費者による取引デジタルプラットフォーム提供者に対する販売事業者等情報の開示請求、官民協議会の設置等について定めた法律。

・閣法 204 55

民法等の一部を改正する法律

・・・所有者不明土地の発生防止、土地の適正な利用及び相続による権利の承継の一層の円滑化のため、相隣関係及び共有物の利用管理に関する規定の整備、所有者不明土地管理命令等の制度の創設、相続等による所有権の移転の登記の申請を相続人に義務付ける規定の創設等について定めた法律。

・閣法 204 56

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律

・・・相続等による所有者不明土地の発生を抑えるため、相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設することを定めた法律。

3. 5月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価（税込）

書籍名

★は後記に解説あり

岡本正治 宇仁美咲／著 （一財）不動産適正取引推進機構／編 大成出版社 731頁 6,930円
不動産媒介契約の要点整理

荒井達也／著 日本加除出版 412頁 4,950円

Q&A 令和3年 民法・不動産登記法改正の要点と実務への影響

中島俊輔／著 日本加除出版 569頁 6,820円

不動産鑑定と訴訟実務★

長澤哲也 多田敏明／編著 有斐閣 433頁 4,180円
類型別独禁民事訴訟の実務

4. 5月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価（税込）

書籍名

★は後記に解説あり

森 伸恵／著 労働調査会 213頁 2,640円
LGBT はじめての労務管理対応マニュアル★

労働調査会出版局／編 労働調査会 218頁 1,760円
人事労務担当者必携 新版 労働基準法実務問答 第2集 労働時間と在宅勤務（テレワーク）Q&A

今西 眞／著 労働調査会 234頁 1,980円
在宅勤務の最新労務対策 Q&A

高井・岡芹法律事務所／編 青林書院 435頁 6,160円
使用者のための 解雇・雇止め・懲戒 相談事例集

松宮良典／著 日本加除出版 269頁 3,520円
事例詳解 介護現場における苦情・ハラスメント対応の実務

裁判所職員総合研修所／編 法曹会 507頁 5,050円
会社非訟事件及び借地非訟事件を中心とした非訟事件に関する書記官事務の研究（書記官実務研究報告書）

尾島史賢 小林あや 相沢祐太 井口喜久治 中村 真／編 新日本法規 400頁 4,950円
実務家が陥りやすい 破産管財の落とし穴

5. 発刊書籍＜解説＞

「不動産鑑定と訴訟実務」

不動産鑑定について、民事事件、家事事件での裁判例や、その他の事例を挙げ、具体的なケースに沿って解説がされている。訴訟事件等において不動産鑑定が実施される場合の対応方針を策定する際に有用な本である。

「LGBT はじめての労務管理対応マニュアル」

採用時に求められる対応や、更衣室、トイレなどの施設面での対応、就業規則の内容など、留意すべき事項について広く解説されている。また、ハラスメントの防止、いわゆる「アウトティング」の被害の防止のための対応についても詳細に言及されており、実務上参考となる。